

社団法人 日 本 気 象 学 会 定 款 (昭和16.7.18 東専第687号認可)

改正 昭和23.11.27

昭和33. 1.14 委大第152号
昭和33.10.16 同 第92号
昭和37.11.20 同 第136号
昭和43. 8.31 同 第3の37号
昭和43.10. 1 同 第6の26号
昭和47. 7. 3 同 第4の22号
昭和48. 6.26 同 第3の10号
昭和49. 7.13 委学第3の28号
昭和50. 7.16 同 第3の22号
昭和53. 7.13 同 第3の23号
昭和59. 7.30 雑学第13の19号
平成 2.10.25 諸学第13の9号
平成 4. 8.13 同 第13の11号
平成 5.11. 2 同 第13の20号
平成 6. 5.25 総会決議による
平成11. 8.23 諸学第13の17号
平成13. 1. 6 中央省庁の再編による

第1章 総 則

第1条 この法人は、社団法人日本気象学会と称する。

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区大手町1丁目3番4号気象庁内に置く。
(昭33.1.14 一部改正)

第3条 この法人は、総会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第4条 この法人は、気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与することを目的とする。

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 気象に関する研究会および講演会の開催
2. 機関誌、図書等の刊行
3. 研究の奨励および研究業績の表彰
4. その他前条の目的を達成するための必要な事業

第3章 会 員

第6条 この法人の会員の種別および会費は、次の通りとする。

1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する個人。
 - A 会員 会費として年額6,900円を納める個人。ただし在学中の会員は年額4,200円とする。
 - B 会員 会費として年額12,600円を納める個人。ただし在学中の会員は年額8,100円とする。
2. 特別会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額6,600円を前納する個人、または1口10,200円を1口以

上納める団体.

(平2.10.25 本項追加)

3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額 A 会員として 1 口 9,000 円を 1 口以上、B 会員として 1 口 18,000 円を 1 口以上納める団体.
4. 賛助会員 この法人の事業を後援し、会費年額 40,000 円以上を納める個人または団体.
5. 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦する個人.

前項第 1 号の会員の会費の納付期限は、12 月末日限りとする。通常会員をもって民法上の社員とする。

(平成 4.8.13 本条一部改正)

第 7 条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。入会を認められた通常会員は、直ちに会費を納めなければならない。

(平2.10.25 一部改正)

第 8 条 会員は、次の特典を有する。

1. 細則に定められた機関誌の無料配布を受け、かつ、この法人が刊行する出版物の購入について便宜を与えられること.
2. この法人の催す各種の学術的会合に参加すること.
3. 機関誌に寄稿すること.

第 9 条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。

1. 退 会
2. 禁治産または準禁治産の宣告
3. 死亡または失踪宣告
4. 除 名

第 10 条 会員で退会しようとするものは、理由を付した退会届を提出しなければならない。前項の場合、未納の会費があるときはこれを全納しなければならない。

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

1. 会費 1 年分以上を滞納した場合.
2. この法人の定款にそむき、またはこの法人の名誉をそこなう行為のあった場合.

第 12 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 4 章 役員、委員および職員

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 20 名以上 27 名以内

監事 2 名

理事のうち 13 名を常任理事（うち理事長 1 名を含む）とする。

(昭 33.8.31 一部改正)

第 14 条 役員は、通常会員の中から、次の方法によって選任する。

1. 理事および監事は、別に定めるところにより総会で選任する.
2. 理事長は、理事会において理事のうちから選任する.
3. 常任理事は、理事会において理事のうちから選任する.
4. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない.

(平 6.5.25 本項追加)

5. 理事と監事は、相互に兼ねることはできない.

(平 5.11.2 本条改正)

第15条 理事長は、この法人の事務を総理しこの法人を代表する。理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長が理事のうちからあらかじめ指名した理事長代理が職務を代行する。

(昭43.8.31 一部改正)

第16条 常任理事は、常任理事会を構成し、庶務、会計、編集に関する事務を分担、執行する。

第17条 理事は、理事会を構成し、この定款に定める事項を決議し、執行するほか、総会で議決された事項を執行する。

第18条 監事は次の職務を行う。

1. この法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況または業務の執行について不正があることを発見したときは、これを総会または文部科学大臣に報告すること。

(平13.1.6 本項一部改正)

4. 前号の報告をなすため、必要があるときは、総会を招集すること。

第19条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(平5.11.2 改正)

第20条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合には、その任期中といえども、通常会員の無記名投票による議決を経て、これを解任することができる。前項の解任の手続きについては、細則で定める。

第21条 役員は、特別の事情により辞任を申し出た場合は、その任期中でも、理事会の議決により、これを解任することができる。

第22条 役員は有給とすることができる。

第23条 この法人に次の評議員をおく。

1. 評議員5名以上10名以内。
2. 評議員は理事会において、会員のうちから選出し理事長がこれを委嘱する。
3. 評議員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。評議員に欠員を生じたときは、本条第2項により補い、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭37.11.20 本条追加)

第24条 評議員は、評議員会を構成し、理事会の諮問機関とする。

(昭37.11.20 本条追加)

第25条 理事長は、理事会の議決を経て、会員のうちから若干名を委員に任命し、この法人の運営に必要な事項の調査、審議および事務などを委嘱することができる。

(昭37.11.20 旧23条を25条とし、本条から第54条まで2条ずつ繰り下げ)

第26条 この法人の事務を処理するため、書記などの職員をおくことができる。

第27条 職員は、理事会の議決を経て、理事長が任ずる。職員は有給とする。

第5章 会 議

第28条 理事会は、毎年一回以上、理事長が召集する。ただし、理事現在総数の4分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して、理事会の召集を請求された場合には、理事長は、その請求のあった日から10日以内にこれを召集しなければならない。理事会の議長は理事長とする。

第29条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

(昭43.8.31 一部改正)

第30条 常任理事会は、随時理事長が召集する。常任理事会は、常任理事の過半数が出席しなければ成立しない。

常任理事会の議長は理事長とする。

第31条 理事会および常任理事会における議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者および当該議事についての書面により議決に参加したものの過半数できめ、可否同数のときは議長が決める。

第32条 総会は、通常総会および臨時総会に分ける。

第33条 通常総会は、毎年1回、会計終了後2箇月以内に理事長が召集する。臨時総会は、理事会または監事が必要と認めたとき、いつでも理事長は召集しなければならない。

(昭43.8.31 一部改正)

第34条 理事長は、通常会員50名以上から、会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第35条 通常総会および臨時総会の議長は、会議のつど、委任状または書面によらない出席通常会員の互選で決める。

第36条 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を、書面またはこの法人の機関誌により、通常会員に通知しなければならない。

第37条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 財産目録
4. その他理事会において必要と認めた事項

第38条 総会は、通常会員現在総数の過半数以上の出席がなければ成立しない。ただし、総会に出席できない通常会員で、当該議事につき他の出席通常会員に表決を委任した者、および書面によって決議に参加した者は出席とみなす。

(平11.8.23 一部改正)

第39条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、前条第1項に定める出席者の過半数でこれを決め、可否同数のときは議長が決める。

第40条 総会において、委任状および書面によらない出席通常会員の過半数の同意があるときは、あらかじめ通知していない事項でも議事とすることができる。この場合、議決を要するときは、委任状および書面によらない出席通常会員の5分の4以上でこれを議決する。ただし、前項の場合において、この法人の定款の変更、解散および解散に伴う残余財産の処分にかかる事項は除く。

第41条 総会の議事の要項および議決した事項は、機関誌その他の印刷物により通常会員に通知する。

第42条 総会、理事会および常任理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印のうえこれを保存する。

第6章 資産および会計

第43条 この法人の資産は次の通りとする。

1. 別紙財産目録記載の財産
2. 会 費
3. 事業に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. 寄附金品
6. その他の収入

第44条 この法人の財産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

第45条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって、確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

第46条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部にかぎり処分することができる。

(平13.1.6 一部改正)

第47条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入、および資産から生じる果実その他の運用財産を持って支弁する。

第48条 この法人の事業計画、およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前、理事長が編成し、理事会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画およびこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。

(平13.1.6 一部改正)

第49条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2か月以内に、理事長が作成し、その年度末現在の財産目録ならびに、その年度における事業の状況、庶務の概要、財産増減の理由および会員の異動状況の報告書とともに監事の意見をつけて、理事会および総会の承認を受け、会計年度終了後3か月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越するものとする。

(平13.1.6 一部改正)

第50条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

(平13.1.6 一部改正)

第51条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第52条 この法人の会計に関する資料は、会員が見られるように、事務所に備え付けておくものとする。

第7章 定款の変更ならびに解散

第53条 この定款は、理事会および総会それぞれの3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(平13.1.6 一部改正)

第54条 この法人の解散は、理事会および総会それぞれの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(平13.1.6 一部改正)

第55条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会それぞれの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

(平13.1.6 一部改正)

第8章 補 則

第56条 この定款施行についての細則は理事会および総会の議決を得て別に定める。

付 則

1. 旧日本気象学会に属した会員および権利義務の一切は、この法人が継承する。
2. この法人の設立当初の理事および監事は、次のとおりである。

岡田武松, 藤原咲平, 築地宣雄, 佐藤順一, 本多弘吉, 佃十吉, 高橋浩一郎

付則(昭和37年11月20日 委大第136号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し, 昭和37年4月1日から適用する。

付則(昭和43年8月31日 委大第6の37号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行する。

ただし第6条は昭和43年度会費から適用する。

付則(昭和43年10月1日 委大第6の26号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し, 昭和43年10月1日から適用する。

付則(昭和47年7月3日 委大第4の22号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し, 昭和47年度会費から適用する。

付則(昭和48年6月26日 委大第3の10号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行する。

付則(昭和49年7月13日 委学第3の28号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し, 昭和50年1月1日から実施する。

付則(昭和50年7月16日 委学第3の22号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し, 昭和51年1月1日から実施する。

付則(昭和53年7月13日 委学第3の23号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し, 昭和54年1月1日から実施する。

付則(平成2年10月25日 諸学第13の9号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し, 平成3年1月1日から実施する。

付則(平成4年8月13日 諸学第13の11号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し, 平成5年1月1日から実施する。

付則(平成5年11月2日 諸学第13の20号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行する。

付則(平成11年8月23日 諸学第13の17号)

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行する。

社団法人 日 本 気 象 学 会 細 則

改正	昭和38.	5.16
	昭和40.	5.12
	昭和42.11.	9
	昭和43.	5.28
	昭和44.	5.22
	昭和47.	5.16
	昭和48.	5.23
	昭和49.	5.22
	昭和54.	5.23
	昭和60.	5.23
	平成 2.	5.24
	平成 5.	5.18
	平成 9.	5.22
	平成10.	5.28
	平成13.	5.10
	平成15.	5.22

第1章 支 部

第1条 支部が置かれる場合は、支部はその規約を支部毎に定め、理事会の承認を受ける。日本国外在住の会員は、希望する支部に所属する。希望がない場合は関東支部とする。

第2章 会 員

第2条 この法人に通常会員、特別会員または賛助会員として入会を希望する個人は、次のことがらを書いた入会申込書を理事長に提出しなければならない。

1. 会員種別
2. 姓名（ローマ字付）、生年月日
3. 現住所および連絡先
4. 日本国外在住者の場合は希望する支部名
5. 勤務先と職名
6. 最終学歴
7. 会費（賛助会員のみ）

第3条 この法人に特別会員、団体会員または賛助会員として入会を希望する団体は、次のことがらを書いた入会申込書を理事長に提出すること。

1. 会員種別
2. 団体名
3. 代表者氏名
4. 所在地（連絡先）
5. 会費

第4条 新たに入会した通常会員は、会費を前納しなければならない。また、在学中の会員で定款第6条の会費の割引を受けたい者は、毎年4月30日までに在学証明書を付して理事長に申請しなければならない。

第5条 会費の納入方法の細部および日本国外在住の会員についての送料通信費、会費納入に関する手数料等の

徴収については、適宜常任理事会で決める。

第3章 役員の選出ならびに解任

第6条 定款第14条における役員の選任は、次に定める方法による。

1. 以下の地区（全国区を含む）において、それぞれの定数の理事候補者を通常会員による選挙で立候補者の中から選出する。

北海道地区	2名
東北地区	2名
関東地区	2名
中部地区	2名
関西地区	2名
九州地区	2名
沖縄地区	1名
および	
全国区	9名

合計22名

ただし、各地区に属する都道府県は次のように定める。全国区は全地区を包含する地区とする。

北海道地区（北海道）

東北地区（青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島）

関東地区（新潟、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）

中部地区（長野、静岡、愛知、岐阜、三重、福井、富山、石川）

関西地区（滋賀、京都、大阪、和歌山、奈良、兵庫、岡山、鳥取、島根、広島、香川、愛媛、徳島、高知）

九州地区（山口、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島）

沖縄地区（沖縄）

2. 監事候補者については、全国区において、2名を通常会員による選挙で立候補者の中から選出する。
3. 理事候補選出の選挙に立候補する者は、その者が所属する地区または全国区の何れかの地区から立候補する。
4. 選挙は、無記名の文書投票によって行う。
5. 理事立候補者に対する投票は、投票者が所属する地区および全国区の2地区について行う。
6. 立候補者の得票数が、その地区における有権者数の10分の1に満たない場合、その者は役員候補者にならない。
7. 当選者および次点者の順位は、地区ごとに得票数の多い者を上位として定める。
8. 理事長は、理事および監事立候補者の当選者を選挙後の最初の総会に次期役員として提案する。
9. 理事候補の当選者は、合意に基づき、選挙後の最初の総会までに、当選者との合計が最大定数を越えない範囲で、役員候補者を理事長に推薦することができる。理事長は、その者を総会に次期役員として推薦する。
10. 前項において、当選者が推薦できる理事候補者の数は、理事の最大定数の3分の1を越えてはならない。
11. 役員に欠員が生じた場合、選挙における次点者を後任役員候補者とする。前任者の選出地区に次点者がいない場合、理事会の議を経て、理事長は前任者の選出地区から後任役員の候補者を推薦することができる。候補者となったものは、総会で選任されるまでの間、役員に準じて職務を行うことができる。後任役員の任期は前任者の残任期間とする。
12. 第9項および第11項において、連続する2期を越えて同じ者を役員候補に推薦してはならない。

（平5.5.18 旧6条と旧7条の順序入れ替えのうえ改正）

第7条 選挙に際しては、その都度選挙管理委員会をおく。

1. 選挙管理委員会（以下選管と略称する）は学会役員の選出など通常会員の投票による選挙を管理し、学会活動の円滑にして健全な発展をはかるためにもうけられたものである。
2. 選管は監事と共に学会運営のための独立した機関で理事会に従属するものでない。
3. 選管役員の任期は2年とし、重任を妨げない。選管委員長は理事長が理事会の承認を経たうえでこれを委嘱する。選管委員は、選管委員長が委嘱する。
4. 選管の任務はつぎの通りである。

（Ⅰ）選挙の告示、（Ⅱ）立候補及び推薦の受付と資格審査およびその名簿の作成とその発表、（Ⅲ）選挙執行上の疑義についての解釈、（Ⅳ）投票の開票と立会人の指名、（Ⅴ）投票の有効の判定、（Ⅵ）当選の確認と発表、（Ⅶ）その他選挙管理に必要なこと。

5. 選管の仕事が一切完了したときは記録をつくり事務所に保存する。

（昭42.11.9 一部改正）

第8条 通常会員50名以上の連署を以て、その代表者から理由を付して役員の解任を請求された場合には、選挙管理委員会は、30日以内に、通常会員の無記名投票により解任の可否を問わねばならない。

（昭42.11.9 旧7条を8条に繰り下げ）

第9条 解任の可否は有効投票総数の過半数で定める。ただし、有効投票総数は通常会員総数の5分の1以上でなければならない。投票の結果が解任と判明したときには解任された役員はその職を失う。

（昭42.11.9 旧8条を合併し改正）

第4章 委員の任期

（平13.5.10 本章追加）

第10条 定款第25条の委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。委員は任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（平13.5.10 本条追加）

第5章 会 合

（平13.5.10 旧第4章を5章とし、本章から7章まで1章ずつ繰り下げ）

第11条 本会は、次の学術的会合を開く。

1. 大 会 毎年1回以上、会員の研究発表、諸種の講演会を行う。
2. 例 会 原則として毎月1回、会員の研究発表、総合報告発表、講演等を行う。
3. その他 常任理事会で認められた会合。

（平13.5.10 旧第10条を11条とし、本条から第29条まで1条ずつ繰り下げ）

第12条 例会については、理事を主任とする講演企画委員会をもうけ、大会の折には大会委員会をもうける。

第13条 講演企画委員会または大会委員会が承認した場合は、会員でない者も、学術的会合において講演を行うことができる。

第14条 学術的会合で講演しようとする者は、予めその題目、要旨および所要時間を記して申し込むこと。

第15条 理事会は、本会の催す会合を予め会員に通知する。

第6章 出版物

第16条 本会は機関誌として、気象集誌および天気を発行する。ただし学会運営上に必要な事項はすべて天気に公示する。気象集誌は年6回発行する。天気は原則として毎月発行する。

第17条 その他の刊行物を発行する場合は理事会または常任理事会の決議を要する。また、発行する刊行物の価格については毎年常任理事会に報告するものとする。

第18条 各会員には次のように機関誌を無償で配付する。

1. 通常会員 A会員 天気
2. 通常会員 B会員 天気と気象集誌
3. 特別会員 気象集誌
4. 団体会員 A会員 天気
5. 団体会員 B会員 天気と気象集誌
6. 賛助会員 天気と気象集誌の中から希望のもの
7. 名誉会員 天気と気象集誌

ただし、会費の納入を怠ったものには無償配布を停止する。

本機関誌は一般読者に対しても常任理事会で定められた適当な価格で配布する。

第19条 本会の出版物の編集のため、各誌毎に理事を主任とする編集委員会をおく。

第20条 編集委員会は、論文の原稿の訂正、削除、加筆を要求し、または原稿の内容によっては掲載を拒否することができる。また論文掲載の順序も編集委員会に一任される。

第21条 機関誌には依頼原稿をのせることができる。

第22条 会員以外の者でも、編集委員会の承認を得た場合は機関誌に論文を掲載することができる。この場合原則として印刷の実費を支払わねばならない。

第23条 天気または気象集誌に論文掲載を希望する者は、別に定める投稿規定により編集委員会に申出る。

第24条 投稿規定は編集委員会で作成し、常任理事会の承認を得る。

第7章 表彰

(平9.5.22 本章追加
平10.5.28 改正)

第25条 本会は学術研究および学術成果に対し次の表彰を行う。

1. 日本気象学会賞
気象学および気象技術に関し貴重な研究をなした者に対する顕彰。
2. 藤原賞
調査・研究・総合報告・著述その他の活動により、日本の気象学および気象技術の発展・向上に寄与したものに對する顕彰。
3. 山本・正野論文賞
基礎研究・応用技術開発を問わず、新進の研究者・技術者による優秀な論文に対する顕彰。
4. 堀内賞
気象学の境界領域・隣接分野あるいは未開拓分野における調査・研究・著述等により、気象学あるいは気象技術の発展・向上に大きな影響を与えているものに対する顕彰。
5. 奨励賞
研究を本務としない環境において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っているもの、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っているもの等に対する顕彰。

第26条 前条に掲げる表彰の対象者を選定するため受賞候補者推薦委員会を設ける。受賞候補者推薦委員会は、担当理事を長とする。

第27条 第25条及び第26条に掲げる表彰の内容は理事会が別途定める規定による。

第8章 国際学術交流

(平9.5.22 本章追加)

第28条 本会は、気象学における国際的な発展および交流を図るため、諸外国における学会、研究集会への参加、諸外国の研究者の招へい等の学術的な国際学術交流事業への支援を行う。

第29条 前条の事業を実施するため、国際学術交流委員会を設ける。国際学術交流委員会は、担当理事を長とす

る。

第30条 第28条及び第29条に掲げる事業の内容は理事会が別途定める規定による。

第9章 運用益の使途

(平15.5.22 本章追加)

第31条 本会における基本財産の運用益の使途に関しては、理事会が別途定める規定による。

学 会 賞 受 賞 者 選 定 規 定

改正 昭和37. 5.10
 昭和45. 5.27
 昭和51. 5.19
 昭和53. 5.24
 昭和54. 5.23
 平成 1. 5.24
 平成 9. 5.22
 平成13. 5.10

1. 日本気象学会賞受賞者を選定するため、学会賞候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
3. 委員会は、原則として前5か年間の気象集誌その他の学術雑誌に発表された論文を審査して、その中から気象学および気象技術に関し貴重な研究をなした者を、原則として2件を選び、選定理由書をつけて1月末までに理事長に報告する。
4. 理事長は常任理事会に報告した後、全理事に対して無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
5. 学会賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、総会においてこれを贈呈する。メダルの授与は1件2名までとし、1件3名以上の場合は常任理事会でその都度決定する。賞金は1件10万円とする。

藤 原 賞 受 賞 者 選 定 規 定

制定 昭和38. 5.16
 改正 昭和51. 5.19
 昭和53. 5.24
 昭和54. 5.23
 平成 1. 5.24
 平成 9. 5.22
 平成13. 5.10

1. 藤原賞受賞者を選定するため、藤原賞候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
3. 委員会は、主に気象学に関する調査・研究・総合報告・著述等により、日本の気象学および気象技術の向上に寄与したものを、原則として2件を選び、選定理由書をつけて1月末までに理事長に報告する。
4. 理事長は常任理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
5. 藤原賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、総会においてこれを贈呈する。メダルの授与は1件2名までとし、1件3名以上の場合は常任理事会でその都度決定する。賞金は1件10万円とする。

山 本 ・ 正 野 論 文 賞 受 賞 者 選 定 規 定

制定 昭和54. 5.23

改正 昭和60. 5.23

平成 1. 5.24

平成13. 5.10

1. 山本・正野論文賞受賞者を選定するため、山本・正野論文賞候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
3. 委員会は、前2年間に発表された気象学に関する論文の中から、基礎研究・応用技術開発を問わず、原則として新進の研究者・技術者による優秀な論文を2編以内選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
4. 理事長は常任理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
5. 山本・正野論文賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、原則として秋季大会においてこれを贈呈する。賞金は1件10万円とする。

堀 内 賞 受 賞 者 選 定 規 定

制定 昭和62.10.15

改正 平成 1. 5.24

平成 9. 5.22

平成13. 5.10

1. 堀内賞受賞者を選定するため、堀内賞候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
3. 委員会は、主に気象学の境界領域・隣接分野あるいは未開拓分野における調査・研究・著述等により、気象学および気象技術の発展・向上に大きな影響を与えているものを、原則として1件選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
4. 理事長は常任理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
5. 堀内賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、原則として秋季大会でこれを贈呈する。賞金は1件10万円とする。

奨 励 賞 受 賞 者 選 定 規 定

制定 昭和45. 5.27

改正 平成 1. 5.24

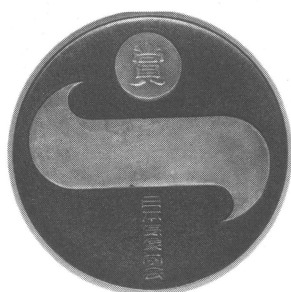
平成 9. 5.22

平成10. 5.28

1. 日本気象学会奨励賞を受ける者を選定するため、奨励賞受賞候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を

設ける。

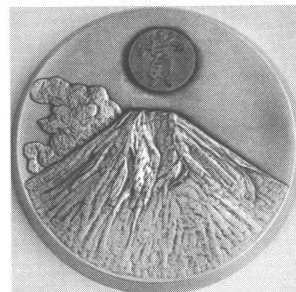
2. 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
3. 委員会は、研究を本務としない環境において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っているもの、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っているもの等、原則として3件を選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
4. 理事長は常任理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
5. 奨励賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、原則として秋季大会においてこれを贈呈する。賞金は1件10万円とする。



学会賞
大きさ：直径80mm, 材質：銅
(太陽(賞)：金 雲：銀)
裏：贈氏名 君
西暦 年



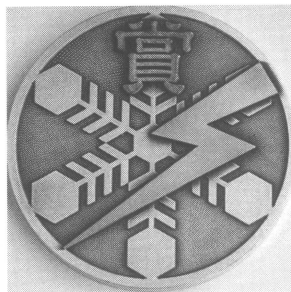
藤原賞
大きさ：直径110mm, 材質：銅
(銀いぶし, 賞：金 咲平：銀)
裏：藤原賞
贈氏名 君
日本気象学会 西暦 年



山本・正野論文賞
大きさ：直径110mm, 材質：銅
(銀いぶし, 賞：金 富士山：銀)
裏：山本・正野論文賞
贈氏名 君
日本気象学会 西暦 年



堀内賞
大きさ：直径80mm, 材質：銅
(銀いぶし)
裏：贈氏名 君
西暦 年



奨励賞
大きさ：直径80mm, 材質：銅
(銀いぶし, 賞・稲妻：金, 雪：銀)
裏：奨励賞
贈氏名 君
日本気象学会 西暦 年

国 際 学 術 交 流 基 金 運 用 規 定

1. 国際学術交流基金の目的

各国の気象関係組織もしくは研究者と日本気象学会もしくはその若手会員（以下会員という）の学術交流の奨励を目的とする。

2. 基金の支出対象

次の活動に必要な経費の補助金として、旅費もしくは滞在費の一部または全額の補助に必要な支出を行う。

- （１）外国で開かれる国際学術研究集会等で日本気象学会が適当と認めたものへの会員の出席。
- （２）外国の研究者の我が国への招聘。
- （３）その他、日本気象学会が適当と認めた国際学術交流に貢献する事業。

3. 補助金の応募

2.の（１）については当該会議等へ出席する会員が、また、2.の（２）については招聘者である会員が、申請書類を国際学術交流委員会（以下委員会という）に提出する。また、国際学術交流に関する事業への援助を希望する場合は、その事業の責任者である会員が委員会に申請する。

4. 補助金受領者の選考

- （１）委員会は基金の受領者の選考を行い、その結果を常任理事会に報告する。
- （２）委員会は選考にあたって学識経験者よりなる選考委員会を設けることができる。

5. 補助金受領者の義務

本人または招聘者もしくは事業の責任者である会員から、当該活動の終了後30日以内に、委員会に報告書を提出すること。また、「天気」に当該活動の概要を報告しなければならない。

6. 規定の改廃は委員会で審議し理事会の承認を得て決定する。

付 則 この規定は1994年8月1日より施行する。

（社）日本気象学会における基本財産の運用益の使途に関する規定

（目 的）

第1条 この規定は、基本財産の運用益の使途に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

（使 途）

第2条 基本財産の運用益の使途は、定款第5条第4号に定める事業の実施に限定する。

（規定の変更）

第3条 この規定を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規定は、平成15年5月22日から施行する。